

出産後の手続き



STEP-1 出産前～退院時

まずは、高額な出産費用の支払いを抑える準備をします。

出産育児一時金

健康保険(社会保険)から分娩費の補助として50万円が支給されます。

直接支払制度とは？

健康保険から病院へ直接支払われる仕組みです。

これを利用すると、窓口での支払いは50万円を超えた差額分だけで済み多額の現金を用意する必要がありません。

※直接支払制度を利用しなかった場合

申請期限 出産翌日から2年以内

届出場所 ご自身が加入している健康保険窓口



高額療養費制度

出産において、帝王切開や切迫早産などは「保険診療」の対象です。1ヶ月の窓口支払額が自己負担限度額(年収で異なる)を超えた場合、超過分が払い戻されます。



事後申請(還付請求)

一旦窓口で全額(3割)を支払い、後日健保に申請して払い戻しを受ける。



事前申請(限度額認定証)

事前に認定証を取得し、病院の窓口に表示する。

窓口での支払いが自己負担限度額までに抑えられる。

※帝王切開が予定されている場合は「事前申請」がおすすめ

申請期限 事後申請の場合/診療を受けた月の翌月初日から2年以内
事前申請の場合/入院・手術が決まったら早めに申請

届出場所 お勤めの方/加入している健康保険組合
または全国健康保険協会(協会けんぽ)

自営業の方/お住まいの市区町村の国民健康保険窓口

※マイナンバーカード利用の場合

マイナ保険証を利用できる病院であれば、限度額認定証の提示をしなくても限度額を超える支払いの免除が受けられるようになっています。

未熟児医療給付金

身体の発達が未熟な状態で生まれ、入院治療が必要な赤ちゃんを対象に入院中の医療費や食事代を公費で負担する制度です。

指定の医療機関に入院する場合、自己負担分の医療費が助成されます。保護者の所得に応じて一部自己負担が発生する場合がありますが、負担額は世帯の所得税額に基づいて決定されます。

対象

出生時の体重が 2000g 以下
または、生活機能が未熟で、医師が入院養育を必要と認めた赤ちゃん

申請期限

入院中(なるべく出生後速やかに)

※退院後の申請は原則認められないため入院が決まったらすぐに手続きを

届出場所

お住まいの市区町村の保健所 または 役所の窓口

※里帰り先ではなく父母の住民票がある自治体です

まずは電話で必要書類の確認を！



STEP-2 出産後すぐ(14日以内)

自治体や職場への最優先の手続きです。

里帰り先ではなく「住民票のある場所」で行います。

出生届

赤ちゃんを戸籍に登録し、マイナンバーを発行するための最も基本的な届出です。

赤ちゃんの名前を決め、市区町村へ届け出ます。

必要な物

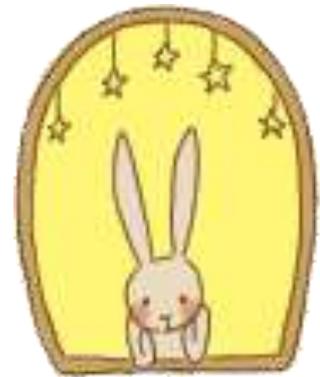
出生届
母子健康手帳
届出人の印鑑
本人確認書類

申請期限

生まれた日を含めて 14 日以内

届出場所

赤ちゃんの出生地
父母の本籍地



児童手当

お子さまの将来の健やかな成長を支援するために支給される手当です。

2026 年現在は所得制限がなくなり、高校卒業まで支給対象となっています。

出生日翌日から 15 日以内に申請すれば誕生月の翌月分から受け取れます。

申請期限 出生の翌日から 15 日以内

届出場所 お住まいの市区町村の窓口

マイナンバーカード

出生届の提出にあわせて新生児の顔写真なしマイナンバーカードを申請することができます。

出生届兼マイナンバーカード交付申請書が受理されてから 1 週間程度で指定の送付先にマイナンバーカードが届きます。

申請期限 いつでも申請可能

届出場所 お住まいの市区町村の窓口



健康保険への加入

お子さまが医療機関を受診する際に必ず必要です。出生届提出後、速やかに加入申請を行いましょよう。

申請期限 出生後速やかに

届出場所 お勤めの方/勤務先の担当窓口(扶養追加の手続き)
自営業・フリーランスの方/お住まいの市区町村の窓口(国民健康保険)

※マイナ保険証の準備を!

2026 年現在、従来の保険証の新規発行は停止されています。

まずは「資格確認証」を受け取るか、早めに赤ちゃんのマイナンバーカードを申請して保険証として利用登録を行いましょよう。

乳児医療費助成

赤ちゃんの医療費の自己負担分を自治体が助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

自治体によって期限は異なりますが、基本的に出生後速やかに申請が必要です。病院の窓口で「健康保険証」とこの手続き後に発行される「医療証」を一緒に提示することで助成が受けられます。

申請期限 出生後速やかに

届出場所 お住まいの市区町村の窓口

※里帰り先での受診などで「医療証」が使えず窓口で費用を支払った場合も後日お住まいの役所に申請すれば払い戻しが受けられます。
領収書は必ず保管しておきましょう。



STEP-3 育休開始～育休中

お休み中の生活を支えるお金の手続きです。

出産手当金

産前産後休業を取得し、その期間に給与の支払いがない場合に、生活を支えるために健康保険から支給される手当です。

産休期間(出産前 42 日～産後 56 日)について、日給の約 2/3 相当が支給されます。

申請期限 産休開始の翌日から 2 年以内

届出場所 お勤めの担当窓口



育休中にもらえる 3 つの給付金

両親が協力して育休を取得する事で
休業中の手取り額が実質 10 割保証される仕組みになっています。

① 出生時育児休業給付金(産後パパ育休)

お子さまの誕生から 8 週間以内に、父親が最大 28 日までの休業を取得した際に支給されます。2 回に分けて取得することも可能です。

申請期限 出生日から 8 週経過後～2 カ月後の月末まで

届出場所 お勤め先の担当窓口

② 出生後育児休業給付金

実質手取り 10 割を実現する上乗せ給付

両親ともに 14 日以上の育休を取得した場合、最大 28 日間、給付率が従来の 67%から 80%にUPします。
社会保険料免除を合わせることで、手取り額が実質 10 割となります。

申請期限 育休開始から 4 カ月以内(通常、育児休業給付金と同時に申請)

届出場所 お勤め先の担当窓口

③ 育児休業給付金

1 歳までの長期的な生活をサポート

原則 1 歳(保育園に入れない場合などは最長 2 歳まで)まで支給されます。

開始～180 日目 : 休業前賃金の 67%(②の条件を満たせば 80%)

181 日目以降 : 休業前賃金の 50%

申請期限

育休開始から4カ月以内(以降、2カ月ごとに継続申請)

届出場所

お勤め先の担当窓口



STEP-4 落ち着いたら

忘れがちですが、家計を助ける大切な手続きです。

民間の生命保険

医療保険の請求

健康保険(公的保険)とは別に、個人で契約している保険から給付金が受け取れる場合があります。

契約内容によりますが、手術給付金や入院給付金がもらえることがあります。加入されている生命保険等に該当する場合は、保険会社指定の診断書をご用意のうえ1階6番診断書受付に依頼してください。

申請期限

発生から3年以内

届出場所

加入している各保険会社

医療費控除

1年間(1月~12月)に支払った家族全員の医療費が10万円を超えた場合、確定申告をすることで所得税の一部が戻り、翌年の住民税も安くなります。

申請期限

翌年2月16日~3月16日の間

届出場所

お住まいの管轄の税務署
(スマホやパソコンからの「e-TAX」が便利です)

